

**相談者 (Aさん)** 町立中学校の体育のプールでの水泳の授業中に、生徒が飛び込みの際に耳を切つて血が出るという怪我をしてしまいました。幸いにも今回は保健室で止血ができて、傷跡も残らなかつたのですが、不幸にして後遺障害が残るような場合には、教員や学校や町に民事上の損害賠償責任が生じるのでしょうか。

**弁護士** 公立学校の授業中のスポーツ事故ですので、国家賠償法一条の賠償責任が問題になります。この法律が適用される場合には、行政主体である町が責任の主体となり、教員個人は責任を負いません。また、学校も独立した法人格を有していませんので、法的責任を負うということはありません。そして、行政主体が国家賠償法一条の責任を負うためには、行為者の公務員が故意又は過失によつて違法に損害を加えたという要件が必要ですので、体育の授業を担当していた教員に過失が認められるか否かが重要な争点になります。

**Aさん** 体育の授業の場合、三〇名を超える生徒を教員一人で指導するというのも多いと思われませんか、どのような場合に教員の過失が認められるのかという判断は、とても難しいのではないのでしょうか。

**弁護士** そうですね。教員は体育の授業と

頂けますか。

**弁護士** 神戸地裁平成二年七月一八日判決は責任を否定しています。これは中学校二年生の生徒が正規の体育の授業として水泳中に、タイム測定のために泳いでいたところ、ゴール付近でけいれんのような状態になって水没してしまい、溺死した事案です。裁判所は、想定されるいくつかの注意義務について、それぞれ判断しています。①安全配慮義務については、生徒の年齢、水泳の習熟度等からすると、生徒が疲労を回復しないままに泳いだとは認められないとして義務違反を否定しました。②監視義務については、授業の際に監視台を設置して全体監視者を置く必要があるとは認められないし、教員は目の前で直ちに溺れている生徒を引き上げたとして義務違反を否定しました。③救助義務については、教員が水着姿でなかつたとしても、それによつて救助が殊更に遅れていないし、専ら心臓マッサージを選択して施したことも不相当ではないとして義務違反を否定しました。

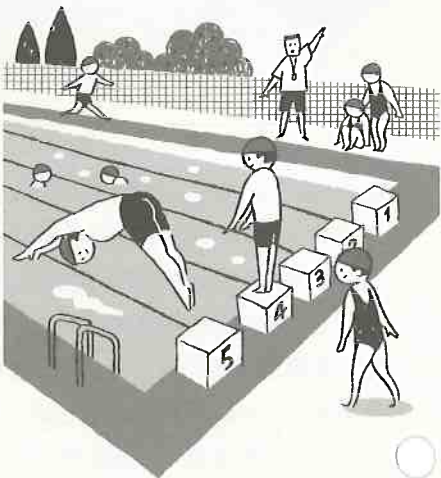
**Aさん** 今の裁判例をお聞きすると、様々な時点での注意義務違反の有無を検討しているんですね。

**弁護士** プールでの水泳事故としては、全体の中で飛び込みの際の事故と溺死事故の

法律に強くなる!  
連載【まちづくりの法律相談】 第69回

# 学校におけるスポーツ事故の法的問題 1

通じて生徒の教育面での指導が要求されると同時に、スポーツに内在している危険が現実には発生しないように生徒の安全を確保するという役割を期待されているわけです。危険性の高いスポーツほど教員には安全を守るための高い注意義務が求められているのですが、



二つが大きな比率を占めています。神戸地裁が細やかに判断しているのとおり、教員の注意義務という人的要因としては、安全配慮義務、監視義務、救助義務が重要です。前述した福岡地裁の判決は、まさにこの安全配慮義務違反を認定したものですし、神戸地裁の判決はいずれの義務も否定しています。

**Aさん** 人的な要因というより、施設に欠陥があつて事故が発生する場合もあるのではないのでしょうか。

**弁護士** その通りです。プール事故の中でも一つ重要なのは施設の安全性という物的要因です。例えば飛び込み事故では飛び込み台の高さや水深等に危険な点がなかつたのか、溺死事故ではプールの排水口に問題がなかつたのか争点となる事案が目立ちます。

**Aさん** その場合も公立学校の場合には国

具体的な注意義務についてはケース毎に個々に判断することになります。水泳は水に全身が入るわけで、それ自体危険な要素を持つていますので、指導にあたる教員も生徒の能力をきちんと把握して、事故の起きる可能性を考え、これを回避することが求められます。

**Aさん** 授業中の水泳事故で自治体の責任を認めた判例には、どのようなものがあるのでしょうか。

**弁護士** 福岡地裁昭和六三年二月二七日判決が責任を認めている裁判例です。高校一年生の生徒が水泳実技の最初の授業の際に、スタート台からの逆飛び込みをして、プールの底に頭を打ちつけて頸髄損傷を負つた事案について、裁判所は、教員には安全配慮義務を尽くさなかつた過失があると認定しました。具体的には次のような理由を示しています。①初回授業は生徒の泳ぎの習熟度を調べる目的であれば、主眼は水中での泳ぎで足りること。②逆飛び込みは過去にも事故が起きていたのであるから、安全かつ段階的指導を講じる必要があつたこと。③逆飛び込みについて、教員は、とおりいっぺんの注意と身振りでの説明だけで、模範演技をするとか、事故防止の具体的指示にも欠けていたこと、等です。

**Aさん** 責任を否定した裁判例も紹介して

家賠償法の問題になるのでしょうか。

**弁護士** 人的要因が国家賠償法一条の問題であつたのに対して、施設の安全性という物的要因は同法二条の「公の営造物の設置・管理の瑕疵」という問題になります。プールに通常有すべき安全性が備えてあつたかという点を構造、利用方法、管理体制等から判断することになります。

**Aさん** そうした物的要因を判断した裁判例があれば紹介して下さい。

**弁護士** 静岡地裁沼津支部平成一〇年九月三〇日判決はプール排水口の蓋がボルト等で固定されていなかったために、何者かによつて蓋が取り外されていた状態で、小学校五年生の生徒が排水口に膝が吸い込まれてしまつて脱出できずに溺死した事案です。裁判所は、排水口の蓋の固定は、その不十分さを原因とする死亡事故が発生していることから、文部省でも注意喚起をしていたとして、当該自治体も自認しているとおり、設置・管理上の瑕疵があるとして損害賠償の責任を認めました。

◎執筆 佐藤 裕一 (さとう ゆういち)  
弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所  
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員

**相談者（Aさん）** 文部科学省の中学校学習指導要領の改訂に伴い、平成二四年度から武道が必修化されて、三分の二の学校が武道の中でも柔道を選択しているそうです。そのような中で今回は柔道の学校における事故の法的問題を中心として教えて下さい。

**弁護士** 武道の必修化は、武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習や試合が出来るようにするというのが、文部科学省の目的のようです。一方柔道の格闘技性には生命・身体に対する危険が内在していることから、実施の際の安全の確保が大きな問題になっています。

**Aさん** 柔道事故が裁判の対象になることは多かったですか。

**弁護士** 前回お話ししたプールでの水泳事故と匹敵する数の多さです。授業時間中の事故について学校の責任を認めたのは、熊本地裁平成二三年一月一七日判決です。この中学校では男女を問わずに柔道を必修にしたことから、中学三年生の女子学生が体育の授業中に同級生から技をかけられたが、受け身を取ることができずに、床に右手を打ち付けて怪我をしたという事案です。判決は、①女子生徒なので、筋力が男子より弱く、受け身を修得するには一定の練習量が要求される、②現実にはカリキュラムに比して確

な配慮をし、事故の発生を未然に防止すべき一般的な注意義務を負う」この判決が、その後の柔道事故についての法的判断の基本的な枠組みとなっています。

**Aさん** 授業中ではなく、クラブ活動の場合は、技能が高くなっていく生徒もいて、かけあう技も高度なものが増えてくるので、事故も多くなるように思うのですが、裁判になっていますか。

**弁護士** 横浜地裁平成二三年一月二七日判決がクラブ活動中の事故について学校側の責任を認めています。市立中学校の三年生だった生徒が柔道部の顧問教諭と乱取りをしていたのですが、生徒が一度絞め技をかけられて、半落ちとなった後、正常な状態に回復してないのに乱取りを再開し、受け身を十分に取ることができない状態なのに背負い投げ、一本背負い等の技をかけた結果、生徒が急性硬膜下血腫を発生して、重大な後遺障害が残ってしまったという事案です。

**Aさん** 実は私も昔柔道を習っていたことがあるのですが、絞め技で半落ちになると意識が朦朧としてしまい、なかなか元に戻りません。それなのに乱取りを再開したというのは危険ですね。

**弁護士** 裁判所も、この顧問教諭は各種大会で優勝経験もある二六歳の男性で、中学

法律に強くなる!

連載【まちづくりの法律相談】

第70回

# 学校におけるスポーツ事故の法的問題 2

れていた授業時間が少なく受け身についての練習回数や方法が不十分であった、③そうした中で、技をかけた練習を行ったことには過失がある、と認定したものです。

**Aさん** 今回の文部科学省の学習指導要領の改訂では、正確には武道とダンスの双方を



三年生の生徒とは明らかに体力差、技能差があつたということをも前提として、危険性を指摘して、Aさんと同じような評価をして、教諭の過失を認めています。また、クラブ活動中であることが、注意義務の程度を低くするという点もありません。クラブ活動は学校教育の一環として位置づけられており、これを実施する学校は正規の授業時間と同じように、参加する生徒の生命・身体の安全を確保するための万全の措置を取ることが要求されているからです。

**Aさん** クラブ活動の中で、地域の有段者が外部コーチとして指導するようなこともあると思いますが、そうした指導者の過失で事故が起きた場合、誰が責任を負うことになり

ますか。  
**弁護士** 私立学校の場合には、民法七〇九、

必修としたのに対応して、武道の中から柔道を選択した学校が多かったわけですが、この事件の時は熊本県教育委員会では武道とダンスのいずれかを必修にしたのだそうです。女子が柔道で怪我をしたということで、この点は問題になりませんでしたか。

**弁護士** 裁判においては、一つの争点になりました。女子生徒の興味関心を考慮しないで突然柔道を強制したことも問題であるという指摘が原告からなされたのです。判決はこの点にも言及しており、ダンスとの選択制を取らずに柔道を男女とも学習することにしたことは不合理ではないし、全生徒が柔道を学ぶことは年度の体育の一回目の授業で説明されていると認められると判示しています。

**Aさん** 柔道の事故に関しては最高裁の判決も出されているのでしょうか。

**弁護士** 最高裁平成九年九月四日判決が出されています。この判決は中学校における柔道教育について次のような判示をしています。「柔道は技能を競い合う格闘技であり、本来的に一定の危険が内在しているから、学校教育としての指導、特に心身ともに未発達な中学の生徒に対する柔道の指導にあつては、その指導に当たる者は、柔道の試合又は練習によつて生ずるおそれのある危険から生徒を保護するために、常に安全面に十分

七二五条が適用され、指導者も学校も責任を負うこととなります。しかしながら、公立学校では国家賠償法一条が適用されることになる結果、外部コーチとして委託された指導者本人は基本的に責任を負わずに、学校を設置する自治体が責任を負うこととなります。

**Aさん** 柔道の授業が必修化されることに伴って、教育現場ではどのようなことに留意しなければならぬのでしょうか。

**弁護士** 文部科学省は平成二四年三月に「武道必修化に伴う柔道の安全管理の徹底について」を明らかにしました。その中で柔道の授業における安全管理のためとして次の六つのポイントを挙げていますので、原文にも当たってみて下さい。①練習環境の事前の安全確認、②事故が発生した場合への事前の備え、③外部指導者の協力と指導者間での意思疎通・指導方針の確認、④指導計画の立て方、⑤安全な柔道指導を行う上での具体的な留意点(受け身の重要性等)、⑥万一の場合の対処(怪我の手当等)

◎執筆 佐藤 裕一 (さとう ゆういち)

弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所  
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員